

令和元年度 関東農政局補助事業評価(再評価・事後評価)第3回技術検討会

議 事 録

日 時: 令和2年2月 14 日(金) 14:00～15:55

場 所: さいたま新都心合同庁舎2号館 11 階 防災対策室1・2

議 事 概 要

(1) 再評価地区について

(西村委員長) 北総中央Ⅰ期地区の用水整備について、地下水から表流水への水源転換が進まない理由はどのようなものでしょうか。

(高木水利整備課長) 現在、農家が個人で掘った井戸を利用しており、井戸の老朽化によって水源転換の要望はあるものの、井戸の老朽化は濃淡があるため、約 500ha という地区全体での用水整備を行うまでの意思決定が出来ていないところです。

(上岡委員) 水利施設等保全高度化事業と農村地域防災減災事業の6地区について、これまでの説明で工期の遅れについては理解できました。今後はスピーディに実施すると思いますが、事業工期が延びる可能性はないでしょうか。

(高木水利整備課長) 北総中央Ⅰ期地区の用水整備については、農家の意向を確認して計画変更を行う予定であり、現在の工期は排水整備の完了時期ととらえていただきたい。他の2地区については、県より予定工期までに鋭意事業を進めていくと聞いています。

(中村課長補佐) 農村地域防災減災事業の3地区についても、予算を確保して鋭意事業を進めていくと聞いています。

(松井委員) 北総中央Ⅰ期地区で、地下水から表流水への水源転換の意向を持つ農家の特徴はあるのでしょうか。

(高木水利整備課長) 井戸の老朽化のほか、地下水は夏場の水温が低いので水稻の生育が悪いという意見を持っている。一方、水質について、営農、生育に問題はないものの、利根川下流域の表流水へ切り替えることに依然として抵抗感があります。

(片岡委員) 両総茂原南地区で、地元は、用水の適正配分を求めているとありますが、現状はどうなのでしょう。

(高木水利整備課長) 国営かんがい排水事業両総地区は受益面積が約2万haあり、改修前の開水路では上流優先取水となっており、本地区を含めた関連事業でパイプライン化を行うこ

とによって適正配分される計画となっています。

(進藤部長) この地域は水不足に悩まされている地域であり、上流から下流まで水が行き渡らないことが問題となっています。このため、この地域の一部では、排水路からポンプによる水の汲み上げを行っています。

(片岡委員) ポンプによる水の汲み上げは、水利組合や個人で対応を行っているということでしょうか。

(進藤部長) そのとおりです。

(西村委員長) お手元に第2回技術検討会までの議論を踏まえた第三者の意見(案)を配布していますが、これについて気づいた点があれば発言をお願いします。

(上岡委員) 第三者の意見(案)ですが、利根北部地区は後継者確保の状況、夷隅川1期地区は労働時間の縮減について追記してはどうでしょうか。

(西村委員長) 利根北部地区について、事業により排水整備を行ったことによって、今年の台風19号で湛水被害軽減等はあったのでしょうか。

(牧課長補佐) 今年の台風において本地区の湛水被害は無く、周辺地域でも湛水被害はありませんでしたが、排水整備により湛水被害が軽減されたかまで確認できていません。

(松井委員) 第三者の意見(案)の農業競争力強化農地整備事業において、利根北部地区は農地利用集積が計画どおりに進みとあり、幸江崎地区及び夷隅川1期地区では農地利用集積が計画以上に進んだとあるが、違いはどのようなもののでしょうか。

(牧課長補佐) 幸江崎地区及び夷隅川1期地区は、現況の農地利用集積率が、既に計画を上回っています。それに対して、利根北部地区は、まだ計画を上回っていないものの、計画の農地利用集積率の達成に向けて順調に推移しています。

(西村委員長) 第三者の意見について、「了した」とあるが、「終了した」に変更してはどうでしょうか。

(西村委員長) 利根北部、夷隅川1期地区について、記載を加えたいと思いますがどうでしょうか。

(親谷室長) 夷隅川1期地区の労働時間の縮減については、事業実施中であるため、事業効果算定上の計画値であることから、実際に現場で確認されたものではないところです。

(西村委員長) 夷隅川1期地区は追記せずに、利根北部地区は後継者の確保について追記しようと思います。

(片岡委員) 第三者の意見として、新郷2期地区において、排水機場の改修による湛水被害の軽減効果に周辺地域への農外効果を追記してはどうでしょうか。

(中村課長補佐) 事業実施によって、周辺宅地部の湛水被害の軽減効果も期待されるため、追記について検討いたします。

(西村委員長) ここまでの議論を踏まえ、第三者の意見(案)の修正を事務局にてお願いします。

【事務局より、修正した第三者の意見(案)の配布】

(親谷室長) 事務局より、第三者の意見の修正(案)を報告します。

上岡委員からご意見のあった、利根北部地区については、「担い手農家の後継者も確保されている」と追記しました。

片岡委員からご意見のあった、新郷2期地区については、「残る排水機場の改修を行うことにより、周辺宅地部の湛水被害の軽減効果も期待される」と追記しました。

西村委員長からご意見のあった、本郷高野地区、新郷2期地区、小貝東部2期地区については、「了した」を「終了した」としました。

(西村委員長) それでは、再評価に係る各地区の技術検討会の「第三者の意見」として、別添の内容で報告してよろしいでしょうか

(技術検討会委員) (異議なし)

(西村委員長) 本技術検討会における第三者の意見として、報告いたします。

(2) 事後評価地区について

【事務局より、会議資料に基づき、前回からの修正内容等について説明】

(片岡委員) 野菜バスについてですが、以前今井恵みの里に伺った際に、「山間部のお年寄りなど買い物弱者対策としてバスを運行している。」と聞きました。野菜バスはこのような買い物支援対策ともなっているのでしょうか。

(事務局) 入手した資料等の範囲では異なるものといえます。バス運行は、いわゆる社協(社会福祉協議会)の取組に近い類いのものと考えられますが、野菜バスは農作物を出す側と受ける側を直接繋ぐ取組となっています。

(片岡委員) 近隣市街地では大規模店舗が撤退して買い物が不便になり、八百屋の仕入れの問題もあると聞いていたことから、野菜バスとはどういうものかと思った次第です。

(事務局) 確認の上、可能であれば追記することとします。

(片岡委員) 路線バスに野菜をのせて松本市内に運ぶというものでは無いということでしょうか。

(事務局) 旅客と物流の融合といったものとは異なります。既存流通に拠らず、生産と消費を直売所等を拠点として結ぶ形態となります。

(委員長) 仕組む側にアイデアマンが居られるということでしょうか。

(事務局) 従来の枠組みにとらわれない発想であり、女性の方が代表として取組を進められています。

【第三者の意見(案)について】

(西村委員長) 事後評価地区に関する「技術検討会の意見案」について、御意見等ありますでしょうか。

それでは、私からですが、谷田部北部地区に関しては、他地区からの参入により担い手が確保されている実態があることから、そのことを意見として加えることしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)異議なし。

それでは、修正する意見の内容は委員長あずかりとさせていただき、修正した意見は事務局を通じて各委員と共有することを以て技術検討会の意見としたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)異議なし。

ありがとうございます。以上で事後評価関係の議事を終了します。

以上